

厚生労働省
広島労働局発表
令和5年6月6日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 石井あつ子
賃金指導官 栗林 隆幸
(電話) 082(221)9244

広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について

～ 広島地方労働審議会が答申～

広島地方労働審議会(会長 のきたはるこ 野北晴子)では、家内労働者に係る広島県既製服縫製業最低工賃の審議を行い、昨日(6月5日)、広島労働局長(阿部 あべみつる 充)に対し、答申しました。

広島県既製服縫製業最低工賃の改正については、令和4年11月7日、広島労働局長から広島地方労働審議会に対して諮問を行い、同審議会広島県既製服縫製業最低工賃専門部会の審議の結果、現行の金額を引き上げて(引上率23.75%(単純平均))改正することが適当である旨の答申を行いました。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出(期限6月20日)に関する手続等を経て、広島県既製服縫製業最低工賃を改正決定することになります。

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。現在、広島県においては4件の最低工賃が決定されています。

(現在の最低工賃については
こちらを確認ください)



広島県既製服縫製業最低工賃

1 最低工賃を適用する家内労働者

広島県の区域内で既製服縫製業に係る縫製及びまとめの業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

(1) 作業服の縫製の業務

品目	工 程	金 額
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき 19円(16円)
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき 15円(12円)
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき 48円(40円)
	カフス作り	1着につき 18円(15円)
	襟作り	1個につき 24円(20円)

品目	工 程	金 額
ジャンパー	身返し作り	1着につき 13円(11円)
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき 16円(13円)
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき 20円(17円)
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき 677円(480円)
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき 32円(27円)
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき 25円(21円)
	前立て作り及び前立て付け	1個につき 20円(17円)
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき 17円(14円)
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき 16円(13円)
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき 20円(17円)
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき 522円(370円)

(2) 男子既製洋服のまとめの業務

品目	工 程	規 格	金 額
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円(8円)
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円(8円)
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円(7円)
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき 16円(13円)
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき 22円(18円)

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務(モンスラを除く。)

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 6円(5円)
すそまつり(手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき 72円(60円)
肩パット付け	部分止め	1着につき 30円(25円)
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 5円(4円)
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円(4円)
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円(15円)
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 18円(15円)
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 8円(6円)
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 8円(6円)
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき 12円(10円)
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 12円(10円)
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき 564円(400円)

金額欄のカッコ内は改正前(平成11年5月20日発効)の金額

家内労働法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。